

## 令和4年度小田原市消費生活相談員募集要項

- 1 職 種 消費生活相談員（会計年度任用職員）
- 2 職務内容 消費生活に関する相談業務（助言、あっせん）及びこれに付随する業務（PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）への入力、研修への参加）
- 3 応募資格 次の(1)及び(2)の要件を満たす方
  - (1)消費生活相談員資格試験（国家資格）合格者又は合格とみなされた方  
方  
※合格とみなされた方とは、平成28年4月1日の時点で、次のア～ウのいずれかの資格を保有し、かつ、一定の要件（次のエ又はオ）を満たす方となります。
    - ア 消費生活専門相談員
    - イ 消費生活コンサルタント
    - ウ 消費生活アドバイザー
    - エ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に、通算1年以上の実務経験がある。
    - オ これまでに通算1年以上の実務経験があり、指定講習を修了している。
  - (2)パソコンの基本操作（エクセル、ワード、インターネット等）ができる方
- 4 募集人数 若干名
- 5 任用期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（更新の場合あり）
- 6 勤務条件 (1)勤務日 週3日（月曜日から金曜日までのうち指定する日）  
（土・日曜日、祝・休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

- (2)勤務時間 午前9時30分から午後4時45分まで  
(休憩時間は正午から午後1時まで)
- (3)勤務場所 小田原市消費生活センター  
(小田原市荻窪300番地 小田原市役所 2階  
地域安全課市民相談係内)
- (4)報 酬 日額 10,012円(通勤交通費、期末手当の支給有  
り)
- (5)休 暇 年次休暇、夏季休暇、特別休暇(忌引等)有り
- (6)保 険 社会保険、雇用保険 無し

7 申込方法 **令和4年1月31日(月)**(必着)までに、次の書類に必要事項を  
書いて郵送してください。

- (1)履歴書(写真貼付)
- (2)資格証の写し
- (3)作 文 題名「消費生活センターの相談員の果たすべき役割につ  
いて」(800字程度、様式は問いません。)

※提出された書類は返却いたしません。

8 選考方法 書類審査、面接

- ・面接日は2月上旬～中旬を予定。日程は後日連絡します。
- ・採用者決定後、採用の可否を書面により通知します。

9 書類提出先及び問合せ先 〒250-8555 小田原市荻窪300番地  
小田原市 地域安全課 市民相談係  
電話：0465-33-1775(直通)